

別表第1

指定場所における標識の設置箇所

指 定 場 所	標 識	設 置 箇 所
劇 場 等	禁 煙	・ 舞台の入り口 ・ 客席入口 ・ 正面舞台の側壁、柱等
	火 気 厳 禁	・ 舞台の入口 ・ 客席の入口
	危険物品持込み厳禁	・ 入場者用の入口
キ ャ バ レ ー 等	禁 煙	・ 舞台の入口
	火 気 厳 禁	
	危険物品持込み厳禁	・ 店の入口
百 貨 店 等	禁 煙	・ 顧客用の入口
	火 気 厳 禁	・ 入場者用の入口
	危険物品持込み厳禁	・ 利用者用の入口
地 下 街	禁 煙	・ 顧客用の入口
	火 気 厳 禁	・ 入場者用の入口
	危険物品持込み厳禁	・ 利用者用の入口
映 画 ス タ ジ オ 等	禁 煙	・ スタジオの入口
	火 気 厳 禁	
	危険物品持込み厳禁	
自 動 車 車 庫 等	禁 煙	・ 入場者用の入口 ・ 利用者用の入口
	火 気 厳 禁	
	危険物品持込み厳禁	
屋 内 展 示 場	禁 煙	・ 顧客用の入口
	火 気 厳 禁	・ 入場者用の入口
	危険物品持込み厳禁	・ 利用者用の入口
重 要 文 化 財 等	禁 煙	・ 顧客用の入口
	火 気 厳 禁	・ 入場者用の入口
	危険物品持込み厳禁	・ 利用者用の入口
車 両 の 停 車 場 等	危険物品持込み厳禁	・ 入場者用の入口 ・ 利用者用の入口

## 別表第2

## 指定場所における禁止行為の解除承認の可否及び審査基準

指 定 場 所		禁 止 行 為			審 査 基 準
		喫煙	裸火使用	危険物品持込み	
劇 場 等	舞 台	可	可	可	別表第3か ら別表第3 の4まで
	客 席	否	可	可	
	公衆の出入りする部分			可	
キャバレー等	舞 台	可	可	可	別表第4
	公衆の出入りする部分			可	
百 貨 店 等	売 場	否	可	可	別表第5
	展示の用途に供する部分	否	可	可	
	通常顧客の出入りする部分	否	可	可	
地 下 街	売 場	否	可	可	別表第6
	展示の用途に供する部分	否	可	可	
	地 下 道	否	否	否	
映画スタジオ等	撮影の用途に供する部分	可	可	可	別表第7
自動車車庫等	駐車に供する部分	否	否	否	
屋内展示場	公衆の出入りする部分	否	可	可	別表第8
重要文化財等	建 造 物 の 内 部	否	可	可	別表第9
	建 造 物 の 周 囲	否	可	可	
車両の停車場等	旅客の乗降又は待合いの用途に供する建築物			可	別表第10

別表第3

劇場等の舞台、客席及び公衆の出入りする部分の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
舞台	喫煙	1 演技上必要なものに限ること。 2 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防炎性能を有したものであること。 3 喫煙設備（安定性のある不燃性の吸い殻容器をいう。）が設けられていること。 4 消火器具が設けられていること。 5 防火管理者等による監視体制が講じられていること。
舞台	裸火使用 〔瞬間的な火炎以外による裸火〕	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 可燃物から、次に定める安全な距離を確保していること。 （1）条例第3章において、火災予防上安全な距離が定められている場合には、当該距離以上の距離 （2）前（1）以外の場合には、火炎の幅及び長さに応じて、別表第3の2に規定する距離以上の距離 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。 4 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防炎性能を有したものであること。 5 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。 6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。 7 消火器が設置されていること。 8 承認の範囲は次によること。 （1）電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 （2）気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料容器組込み型の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。 （3）液体燃料又は固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 ア 舞台で、演技上必要なものに限ること。 イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ミリリットル以内であること。 ウ 危険物は漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。 エ 火炎を有するものは、舞台部の空間の高さに応じて、火炎の長さが別表第3の3の規定以内の長さであること。 オ 燃焼の炎は安定継続するものであること。

- カ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。
- (4) 火薬類を消費する場合（噴き出し煙火を除く。）は、次によること。
  - ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
  - イ 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。
  - ウ 火炎を有するものは、別表第3の3の規定以内の長さであること。
  - エ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。
  - オ 飛ばす煙火は認められないこと。
  - カ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
  - キ 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。
  - ク 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。
- (5) 噴き出し煙火は、次によること。
  - ア 実験により特性の確認を行うこと。
  - イ 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。
  - ウ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。
  - エ 火花の飛散範囲は、煙火の周囲2メートル以内であり、かつ、飛散範囲内の煙火の火花の高さは、舞台部の空間の高さに応じて、別表第3の4の規定以内の高さであること。
  - オ 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面を、防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。
  - カ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。
  - キ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。
  - ク 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。
  - ケ 煙火消費後に排煙の措置を講じること。
  - コ 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。
  - サ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。

舞台          裸 火 使 用  (瞬)	1 演技上必要なものに限ること。 2 避難上又は通行上支障がない場所であること。 3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。 4 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。 5 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられ
---	---

間  
的  
な  
火  
炎  
に  
よ  
る  
裸  
火

ていること。

6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。

7 消火器が設置されていること。

8 承認の範囲は次によること。

(1) 気体燃料を熱源とする瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。

ア 燃料容器組込み型の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。

イ 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。

ウ 気体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。

エ 燃料容器を機器に設置する場合に、気体燃料が漏えいしないこと。

オ 気体燃料への点火は、電気点火とすること。

カ 気体燃料の放射は、垂直とすること。

キ 舞台床面に固定して使用すること。

ク 可燃性のガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。

ケ 可燃物までの範囲は、次によること。

(ア) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4メートル、最大となる火炎の幅から側方0.25メートル、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。

(イ) 火炎の危険範囲から上方1メートル、側方1メートル、下方0.2メートルで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと。

コ 火炎の危険範囲及びその範囲から上方1メートル並びに周囲1メートル以内には、演技者等がいないこと。

サ 火炎の危険範囲から周囲6メートル以内には、観客がいないこと。

(2) 液体燃料を消費する瞬間的な火炎を発生する機器及び範囲は、次によること。

ア 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量が100ミリリットル以内であること。

イ 危険物は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。

ウ 機器は、安定した火炎を発生できるものであること。

エ 液体燃料の逆流を防止する構造又は対策が講じられていること。

オ 液体燃料への点火は、電気点火とすること。

カ 液体燃料の放射は、垂直とすること。

キ 舞台床面に固定して使用すること。

ク 可燃性ガスの滞留するおそれのない場所で使用すること。

		<p>ケ 可燃物までの範囲は、次によること。</p> <p>(ア) 火炎の危険範囲（火炎の頂部から上方4メートル、最大となる火炎の幅から側方0.25メートル、機器の高さで囲まれる範囲をいう。以下同じ。）内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>(イ) 火炎の危険範囲から上方1メートル、側方1メートル、下方0.2メートルで囲まれる範囲には、可燃物を置かないこと。</p> <p>コ 火炎の危険範囲及びその範囲から上方1メートル並びに周囲1メートル以内には、演技者等がないこと。</p> <p>サ 火炎の危険範囲から周囲6メートル以内には、観客がないこと。</p> <p>シ 火炎の危険範囲内及びその範囲から周囲1メートル以内の床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆い、可燃物を置かないこと。</p>
舞台	危険物品持込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 消火器が設置されていること。</p> <p>6 承認の範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。） 火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。 ア 0.1グラム以下のものは50個 イ 0.1グラムを超え15グラム以下のものは10個</p> <p>(5) 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器は、次によること。ただし、危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は、解除承認しない。 ア 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。 イ 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取り扱うこと。</p>

客席	裸火使用	舞台の部、裸火使用（瞬間的な火炎以外による裸火）の項によることとするが、ただし、火花を噴き出す煙火については、認めないものとする。
客席	危険物品持込み	舞台の部、危険物品持込みの項によること。
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</li> <li>3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</li> <li>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>5 消火器が設置されていること。</li> <li>6 承認の範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</li> <li>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の20分の1未満であること。</li> <li>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</li> </ol> </li> </ol>

別表第3の2

		火 炎 の 幅					
		40 センチメートル	50 センチメートル	60 センチメートル	70 センチメートル	80 センチメートル	100 センチメートル
火炎の長さ	20センチメートル以内	100センチメートル				150センチメートル	
	20センチメートルを超え40センチメートル以内	100センチメートル	150センチメートル	200センチメートル	250センチメートル	300センチメートル	350センチメートル

別表第3の3

	舞 台 部 の 空 間 の 高 さ		
	8メートル未満	8メートル以上10メートル未満	10メートル以上
火 炎 の 長 さ	20センチメートル	30センチメートル	40センチメートル

別表第3の4

	舞 台 部 の 空 間 の 高 さ		
	8メートル未満	8メートル以上10メートル未満	10メートル以上
火花を噴き出す煙火の火花の高さ	2メートル	2.5メートル	3メートル

別表第4

キャバレー等の舞台及び公衆の出入りする部分の審査基準

指定場所	禁止 行為	審 査 基 準
舞台	喫 煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 演技上必要なものに限ること。</li> <li>2 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</li> <li>3 喫煙設備（安定性のある不燃性の吸い殻容器をいう。）が設けられていること。</li> <li>4 消火器具が設けられていること。</li> <li>5 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> </ol>
舞台	裸 火 使 用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</li> <li>5 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。</li> <li>6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>7 消火器が設置されていること。</li> <li>8 承認の範囲は次によること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料容器組込み型の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(3) 液体燃料又は固体燃料を消費する火気使用設備器具は、次によること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 舞台上、演技上必要なものに限ること。</li> <li>イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量100ミリリットル以内であること。</li> <li>ウ 危険物は漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</li> <li>エ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。</li> <li>オ 燃焼の炎は安定継続するものであること。</li> <li>カ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。</li> </ol> </li> <li>(4) 火薬類を消費する場合（噴き出し煙火を除く。）は、次によること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

		<p>イ 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。</p> <p>ウ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。</p> <p>エ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。</p> <p>オ 飛ばす煙火は認められないこと。</p> <p>カ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>キ 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。</p> <p>ク 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>(5) 噴き出し煙火は、次によること。</p> <p>ア 実験により特性の確認を行うこと。</p> <p>イ 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。</p> <p>ウ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</p> <p>エ 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。</p> <p>オ 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>カ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>キ 火花の飛散範囲内に演技者等がないこと。</p> <p>ク 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がないこと。</p> <p>ケ 煙火消費後に排煙の措置を講じること。</p> <p>コ 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。</p> <p>サ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>
舞台	危険物品持込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 消火器が設置されていること。</p> <p>6 承認の範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の100分の1未満であること。</p>

		<p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）  ガス総重量0.5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。）  火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。  ア 0.1グラム以下のものは50個  イ 0.1グラムを超え15グラム以下のものは10個</p> <p>(5) 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器は、次によること。ただし、危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は、解除承認しない。  ア 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。  イ 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取り扱うこと。</p>
公衆の出入りする部分	危険物品持込み	1 避難上又は通行上支障がない場所であること。 2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。 3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防炎性能を有したものであること。 4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。 5 消火器が設置されていること。 6 承認の範囲は次によること。 (1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の20分の1未満であること。 (3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。

## 別表第5

## 百貨店等の売場・展示の用途に供する部分及び通常顧客の出入りする部分の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
売場・展示の用途に供する部分	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。</li> <li>5 出入口、階段等から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>7 消火器が設置されていること。</li> <li>8 承認の範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>イ 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は同一の承認単位に存する通常顧客の出入りする部分と合算して175キロワット以下であること。</li> <li>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。</li> <li>エ 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。</li> <li>オ 使用する場所は、不燃区画されていること。</li> </ol> </li> <li>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 燃料の使用量が同一の承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、1日につき木炭15キログラム、棟炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</li> <li>イ 使用する場所は、不燃区画されていること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>
売場・展示の用途に供する部分	危険物品持込	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</li> <li>3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>4 消火器が設置されていること。</li> <li>5 出入口、階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危険物規則」とい</li> </ol>

	み	<p>う。) 第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。) の場合にあっては、6メートル) 以上離れていること (耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</p> <p>6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること (不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>8 承認の範囲は、同一の承認単位内に存する通常顧客の出入りする部分と合算して、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器 (高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>9 危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の煮沸行為 (揚げ物をする行為を含む。) を行う場所は、不燃区画されていること。</p>
通常顧客の出入りする部分	裸火使用	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</p> <p>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</p> <p>4 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離5メートル以上離れていること (不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること (不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 消火器が設置されていること。</p> <p>8 承認の範囲は次によること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。</p> <p>ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>イ 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は同一の承認単位に存する売場と合算して175キロワット以下であること。</p> <p>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置</p>

		<p>されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。</p> <p>エ 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。</p> <p>オ 使用する場所は、不燃区画されていること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料の使用量が同一の承認単位内に存する売場と合算して、1日につき木炭15キログラム、棟炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</p> <p>9 兼営事業部分については、前1から8までによること。ただし、床面積の合計が3,000平方メートル以上の大規模な百貨店等の場合は、電気を熱源とする火気使用設備器具に限ること。</p> <p>10 直接外気に開放された部分については、前1から7までによること。ただし、火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p>
通常顧客の出入りする部分	危険物品持込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器が設置されていること。</p> <p>5 出入口、階段等から水平距離3メートル（危険物（危険物規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあつては、6メートル）以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</p> <p>7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>8 承認の範囲は、同一の承認単位内に存する売場部分と合算して、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>9 兼営事業部分については、前1から8までによること。ただし、床面積の合計が3,000平方メートル以上の大規模な百貨店等の場合は、煮沸行為（揚げ物をする行為を含む。）を伴わない危険物、可燃性固体類又は可燃性液体類の持込みに限ること。</p> <p>10 直接外気に開放された部分については、前1から7までによること。</p>

別表第6

地下街の売場・展示の用に供する部分の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
売場・展示の用に供する部分	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。</li> <li>5 出入口、階段等から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>6 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>7 消火器が設置されていること。</li> <li>8 承認の範囲は次によること。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。                   <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>イ 消費量は、1個につき58キロワット以下、総消費量は、175キロワット以下であること。</li> <li>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。</li> <li>エ 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。</li> </ol> </li> <li>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料の使用量が、1日につき木炭15キログラム、棟炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</li> </ol> </li> </ol>
売場・展示の用に供する部分	危険物品持込み	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</li> <li>3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>4 消火器が設置されていること。</li> <li>5 出入口、階段等から水平距離3メートル（危険物規則第44条第2項から第5項までに定めるものを除く。）の場合にあっては、6メートル以上離れていること（耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること（不燃材</li> </ol>

料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)

7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。

8 承認の範囲は、次によること。

(1) 危険物

危険物政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。

(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類

条例別表第8に定める指定数量の10分の1未満であること。

(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。）

ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。

## 別表第7

## 映画スタジオ等の撮影の用途に供する部分の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
撮影の用途に供する部分	喫煙	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 演技上必要なものに限ること。</li> <li>2 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</li> <li>3 喫煙設備（安定性のある不燃性の吸い殻容器をいう。）が設けられていること。</li> <li>4 消火器具が設けられていること。</li> <li>5 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> </ol>
撮影の用途に供する部分	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</li> <li>5 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。</li> <li>6 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>7 消火器が設置されていること。</li> <li>8 承認の範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、燃料容器組込み型の器具で、かつ、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(3) 液体燃料又は固体燃料を消費する火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 舞台上、演技上必要なものに限ること。</li> <li>イ 危険物は、引火点が40度以上で、かつ、消費量100ミリリットル以内であること。</li> <li>ウ 危険物は漏れ、あふれ又は飛散しないよう措置を講じてあること。</li> <li>エ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。</li> <li>オ 燃焼の炎は安定継続するものであること。</li> <li>カ 燃焼に際して、火の粉が発生しないこと。</li> </ol> </li> <li>(4) 火薬類を消費する場合（噴き出し煙火を除く。）は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>

		<p>と。</p> <p>イ 火炎を有するものは、火炎の長さが20センチメートル以内であること。</p> <p>ウ 煙火は固定して消費すること（クラッカー、拳銃等の形態による消費を除く。）。</p> <p>エ 飛しょうする煙火は認められないこと。</p> <p>オ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p> <p>(5) 噴き出し煙火は、次によること。</p> <p>ア 実験により特性の確認を行うこと。</p> <p>イ 煙火は固定して消費し、消費中は移動しないこと。</p> <p>ウ 飛散した火花は、床面に落下する前に燃え尽きるものであること。</p> <p>エ 火花の飛散範囲は2メートル以内であること。</p> <p>オ 火花の飛散範囲及びその範囲から周囲2メートルの床面を防火性能を有する材料（準不燃材料等）で覆うこと。</p> <p>カ 火花の飛散範囲内及びその範囲から上方4メートル、周囲2メートル以内には、可燃物を置かないこと。</p> <p>キ 火花の飛散範囲内に演技者等がいないこと。</p> <p>ク 火花の飛散範囲から6メートル以内に観客がいないこと。</p> <p>ケ 煙火消費後に排煙の措置を講じること。</p> <p>コ 消火器を増設するほか、屋内消火栓設備の使用準備を行うこと。</p> <p>サ 火薬類取扱いに関する知識及び技術を有する専従員が取り扱うこと。</p>
<p>撮影の用途に供する部分</p>	<p>危険物品持込み</p>	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 カーテン・幕類、じゅうたん等、大道具用合板又は展示用合板は防火性能を有したものであること。</p> <p>4 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>5 消火器が設置されていること。</p> <p>6 承認の範囲は次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の100分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <p>(4) 火薬類（打上げ煙火を除く煙火に限る。）<br/>火薬類の原料である火薬又は爆薬の量により、1回の使用につき、次の個数未満とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 0.1グラム以下のものは50個</li><li>イ 0.1グラムを超え15グラム以下のものは10個</li></ul> <p>(5) 煙霧発生機等で、舞台効果のために使用する機器は、次によること。ただし、危険物第1石油類又は第2石油類に該当する発煙剤を用いるものの屋内使用は、解除承認しない。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>ア 機器の特性、性能等が明確で、かつ、安全性が確認されていること。</li><li>イ 機器に対する知識、技能等を有する専従員が取り扱うこと。</li></ul> |
|--|--|

## 別表第 8

## 屋内展示場の公衆の出入りする部分の審査基準

指定場所	禁止 行為	審 査 基 準
公衆の出入りする部分	裸火使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</li> <li>3 可燃物の転倒、落下等のおそれがない場所であること。</li> <li>4 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。</li> <li>5 使用者が裸火使用を容易に停止できる措置が講じられていること。</li> <li>6 出入口、階段等から水平距離 5 メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>7 危険物品その他の易燃性の可燃物から水平距離 5 メートル以上離れていること（不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。）。</li> <li>8 消火器が設置されていること。</li> <li>9 承認の範囲は次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具は、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</li> <li>イ 消費量は、1 個につき 5 8 キロワット以下、総消費量は同一の承認単位に存する通常顧客の出入りする部分と合算して 1 7 5 キロワット以下であること。</li> <li>ウ ガス過流出防止装置又はガス漏れ早期発見のための装置が設置されていること（燃料容器組込み型の器具を除く。）。</li> <li>エ 液化石油ガスは、容器組込み型の燃料容器であること。</li> </ol> </li> <li>(3) 液体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、展示に伴う実演に限ること。</li> <li>(4) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具は、展示に伴う実演に限ること。</li> <li>(5) 火炎を有するものは、火炎の長さが 2 0 センチメートル以内であること。</li> </ol> </li> </ol>
公衆の出入りする部分	危険物品持込	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</li> <li>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</li> <li>3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</li> <li>4 消火器が設置されていること。</li> <li>5 出入口及び階段等から水平距離 3 メートル（危険物（危険物規則第 4 4 条第 2 項から第 5 項までに定めるものを除く。）の場合にあって</li> </ol>

み	<p>は、6メートル)以上離れていること(耐火構造の壁で防火上有効に遮断するなどの措置を講じた場合を除く。)</p> <p>6 火気使用場所から水平距離5メートル以上離れていること(不燃材料で造った壁で防火上有効に遮断する等の措置を講じた場合を除く。)</p> <p>7 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>8 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の10分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器(高压ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。) ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>
---	---

別表第9

重要文化財等の内部・周囲の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
内部・周囲	裸火使用	<p>1 周囲及び上方の可燃物から火災予防上安全な距離が確保できる場所であること。</p> <p>2 可燃物の転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 防火管理者等による監視、消火及び使用後の点検の体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器が設置されていること。</p> <p>5 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 電気を熱源とする火気使用設備器具については、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>(2) 気体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、性能等が明確で安全性が確認されたものであること。</p> <p>(3) 固体燃料を熱源とする火気使用設備器具については、1日の使用量が木炭15キログラム、棟炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固体のもの5キログラム以下であること。</p>
内部・周囲	危険物品持込み	<p>1 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>2 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>3 消火器が設置されていること。</p> <p>4 保管については密栓を行い、他の物品と隔離すること。</p> <p>5 承認の範囲は、次によること。</p> <p>(1) 危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の50分の1未満であること。</p> <p>(2) 可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の50分の1未満であること。</p> <p>(3) 可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p>

別表第10

車両の停車場等（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）の審査基準

指定場所	禁止行為	審査基準
車両の停車場等	危険物品持込み	<p>1 避難上又は通行上支障がない場所であること。</p> <p>2 転倒、落下等のおそれのない場所であること。</p> <p>3 防火管理者等による監視体制が講じられていること。</p> <p>4 消火器が設置されていること。</p> <p>5 承認の範囲は、次によること。</p> <p>（1）危険物 危険物政令別表第3に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>（2）可燃性固体類及び可燃性液体類 条例別表第8に定める指定数量の20分の1未満であること。</p> <p>（3）可燃性ガス容器（高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガスに限る。） ガス総重量5キログラムに相当する個数未満であること。</p> <p>（4）がん具煙火（クラッカーに限る。） 総薬量0.1キログラムに相当する個数未満であること。</p>